

## 平成20年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成20年3月26日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の延長について
  - 日程第3 諸般の報告について
  - 日程第4 議案第2号 本巢市後期高齢者医療に関する条例について
  - 日程第5 議案第3号 本巢市うすずみふれあいプラザ条例について
  - 日程第6 議案第4号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第7 議案第5号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
  - 日程第8 議案第6号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
  - 日程第9 議案第7号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第10 議案第8号 本巢市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について
  - 日程第11 議案第9号 本巢市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について
  - 日程第12 議案第10号 本巢市織部の里もとす条例の一部を改正する条例について
  - 日程第13 議案第11号 本巢市学校給食センター条例の一部を改正する条例について
  - 日程第14 議案第21号 平成20年度本巢市一般会計予算について
  - 日程第15 議案第22号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
  - 日程第16 議案第23号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
  - 日程第17 議案第24号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
  - 日程第18 議案第25号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計予算について
  - 日程第19 議案第26号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
  - 日程第20 議案第27号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計予算について
  - 日程第21 議案第28号 平成20年度本巢市水道事業会計予算について
  - 日程第22 議案第29号 本巢市副市長の選任について
  - 日程第23 議案第30号 本巢市教育委員会委員の任命について
  - 日程第24 議案第31号 本巢市教育委員会委員の任命について
  - 日程第25 発議第1号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書について
  - 日程第26 発議第2号 深刻な医師不足打開のため法制定を求める意見書について
  - 日程第27 発議第3号 看護職員確保法の改正を求める意見書について
  - 日程第28 発議第4号 介護職員の人材確保に関する意見書について
  - 日程第29 発議第5号 道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書について
  - 日程第30 発議第6号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

---

出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
4番	白井悦子	5番	高田文一
6番	高橋勝美	7番	安藤重夫
8番	道下和茂	9番	浅野英彦
10番	中村重光	11番	村瀬明義
12番	若原敏郎	13番	瀬川治男
14番	後藤壽太郎	15番	上谷政明
16番	大熊和久子	17番	大西徳三郎
18番	戸部弘	19番	高橋秀和
20番	遠山利美	21番	鵜飼静雄

---

---

欠席議員（なし）

---

---

欠員（1名）

---

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	鷺見良雄
市民環境部長	坪内博	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長兼 根尾総合支所長	藤原俊一
上下水道部長	林賢一	教育委員会 事務局長	杉山勝美

---

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	飯尾正雄	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

---

---

## 開議の宣告

### ○議長（瀬川治男君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号4番 白井悦子君と5番 高田文一君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の延長について

### ○議長（瀬川治男君）

これより日程第2、会期の延長についてを議題といたします。

今定例会の会期は本日3月26日までと議決されておりますが、議事の都合により、3月27日まで1日間延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期を3月27日まで1日間延長することに可決されました。

---

## 日程第3 諸般の報告について

### ○議長（瀬川治男君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

### ○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

総務企画委員会の報告を行います。

3月13日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名が出席し、議案説明のため、藤原市長、高木副市長、守屋収入役、土川総務部長、鷲見企画部長のほか関係職員の出席を求め、当委員会に付託された条例2議案の審査と、一般会計当初予算の所管部分について協議をいたしました。

初めに、総務部関係の議案第3号 本巢市うすずみふれあいプラザ条例についてと、議案第4号

本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての2議案の審査と、議案第21号平成20年度本巢市一般会計予算の協議を行いました。続いて、企画部関係の議案第21号の平成20年度本巢市一般会計予算の協議を行いました。

以上、報告を終わります。

**○議長（瀬川治男君）**

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

**○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）**

文教福祉委員会から報告いたします。

3月13日午後1時30分から、真正分庁舎第1委員会室において文教福祉委員会を開催しました。

委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、高木副市長、守屋収入役、高橋教育長、坪内市民環境部長、島田健康福祉部長、杉山教育委員会事務局長のほか関係職員の出席を求め、付託8件、協議1件、意見書4件の取り扱いについて慎重に審査・協議をいたしました。

初めに、市民環境部関係の付託案件、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第22号、議案第23号、議案第24号及び協議案件、議案第21号。続いて健康福祉部関係の協議案件、議案第21号。続いて教育委員会関係の付託案件、議案第11号、協議案件、議案第21号。続いて議会関係の意見書4件について審査しました。混合型血管奇形の難病指定を求める意見書について、この病気の原因解明と治療方法の確立のための研究に着手していただきたい旨、意見書を提出すべきものとするに決定しました。深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書について、看護職員確保法の改正を求める意見書について、介護職員の人材確保に関する意見書については、安心・安全で行き届いた医療・看護・介護・福祉を実現するためには増員を実現することが求められるため、意見書を提出すべきものと決定いたしました。

その他として、本巢市学校給食センター運営方法について報告がありました。

以上、文教福祉委員会の報告を終わります。

**○議長（瀬川治男君）**

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

**○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）**

それでは、議長の命により産業建設委員長の報告をいたします。

3月14日午前9時から、糸貫分庁舎特別委員会室において産業建設委員会を開催しました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、高木副市長、守屋収入役、服部産業建設部長、藤原林政部長、林上下水道部長ほか関係職員の出席を求め、付託7件、協議1件、意見書2件の取り扱いについて慎重に審査・協議をいたしました。

初めに、産業建設部林政部関係の付託案件、議案第8号、議案第9号、議案第10号及び協議案件、議案第21号。続いて上下水道部関係の付託案件、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28

号及び協議案件、議案第21号。続いて議会関係の意見書2件について審査をしました。道路特定財源の堅持と関係諸税の暫定税率延長に関する意見書について、道路整備を目的とした財源制度を堅持するとともに、仮に現行の道路特定財源の暫定税率を廃止された場合、地方財政運営を直撃し、道路のみならず、教育や福祉といった行政サービスの低下など市民生活に影響を及ぼしかねないため、暫定税率の延長の意見書を提出すべきものと決定をしました。

鳥獣被害防止特別措置法関連予算を、鳥獣捕殺ではなく、自然林復元と被害防止に使うこと等を求める意見書については取り扱わないと決定しました。

そのほかとして水稲作付に係る件、公共下水道、農業集落排水事業の地区接続率加入報告等がありました。

以上、産業建設委員会の報告を終わります。

**○議長（瀬川治男君）**

以上で諸般の報告を終わります。

---

**日程第4 議案第2号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（瀬川治男君）**

日程第4、議案第2号 本巣市後期高齢者医療に関する条例についてを議題といたします。

議案第2号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

**○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）**

議案第2号 本巣市後期高齢者医療に関する条例について。

後期高齢者制度は、高齢者に対して悪影響のため賛成できかねるとの意見があったため、採決により、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**○議長（瀬川治男君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第2号 本巣市後期高齢者医療に関する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第3号及び日程第6 議案第4号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第5、議案第3号 本巣市うすずみふれあいプラザ条例についてと、日程第6、議案第4号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第3号と4号については総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

これより、当委員会に付託されました議案第3号 本巣市うすずみふれあいプラザ条例について、議案第4号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第3号 本巣市うすずみふれあいプラザ条例につきましては、根尾総合支所長より補足説明を受けた後、質疑を行いました。質疑の主なものを申し上げます。使用時間の終了時間が午後4時までとなっているが、早いのではないかとこの質問に対し、執行部より、規定では時間延長ができることになっているので、状況に応じて対応したいとの答弁でした。

また、樽見駅構内にウォーキングの案内板が設置してありますが、古くて見にくいので補修をしたらどうかとの質問に対しては、執行部よりプラザの回廊に沿った壁面を利用し、ウォーキング案内板等を掲示したいと考えている。補修については、掲示の際に検討したいとの答弁でした。

以上のとおり、議案第3号については慎重に審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議案第4号につきましては、総務部長より補足説明を受けた後、慎重に審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、議案第4号については質疑はありませんでした。

以上、議案第3号及び議案第4号についての結果報告を終わります。

○議長（瀬川治男君）

議案第3号 本巣市うすずみふれあいプラザ条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

本案については、基本的に賛成はいたしますが、今の委員長報告を聞いておきますと、オープンの時間について、私もちょっと早過ぎるのではないかと、実態に合わないのではないかと気がしておりました。これについて柔軟に対応するというような執行部側の説明があったということでもありますけれども、もともとこれからやるというときに、状況に合わせて考えていくということよりも、本来ならば、利用形態、あるいは地元の利用者の声等を聞きながら5時までにするとか、そういう形でやるのが至当だろうと思うんですね。ただ、いずれにしても今できてしまっているんで、これから実際にオープンして進めていく中でそうした対応をし、必要ならば条例改正もすべきではないかというふうに、私は今委員長報告を聞きながら改めて思いましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬川治男君）

藤原林政部長。

○林政部長兼根尾総合支所長（藤原俊一君）

それではお答えさせていただきます。

このプラザにおきましては、情報発信とか、それから以前は朝市ということもあったわけなんですけれども、多目的に利用していきたいと。そんな中で、以前のいろんな行事をやってきた関係上、遅くまではやってないということもございまして、一時的には、いわゆる桜のシーズンとか、そういうときには利用があるかと思いますが、それ以外はほとんどないということで4時ということで設定したわけでございまして、今議員がおっしゃるように、うちの方としては状況に応じてやっていきたいと。どうしても利用が多いということであれば、また検討させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（瀬川治男君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

くどくは申しませんが、利用があればというお話ですけれども、利用があるようにしてもらわなければつくった意味がないですね。だからどんどん利用してもらえるようにするということと、4時ということは、4時までに片づけを全部終わって、きれいな状態にして返さないかんのでしょうか、原則的には。それを、例えば4時までやって、それから片づけるとなったら4時ではだめなんですね、基本的に。だから、その状況を見ながら、利用状況が今少ないかということやなしに、実際に利用してみて、桜の時期だけであろうと、4時までで本当にいいのかどうか、やっぱり再検討すべきだと思うんですね。その中で、だからあえて必要ならばと言っておりますけれども、条例改正も念頭に置いてほしいということだけ申し上げておきます。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第3号 本巣市うすずみふれあいプラザ条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第4号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第5号から日程第9 議案第7号まで (委員長報告・質疑・討論・採決)

##### ○議長 (瀬川治男君)

日程第7、議案第5号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第7号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第5号から議案第7号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審

査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

当委員会に付託されておりました議案について報告いたします。

議案第5号 本巣市基金条例の一部を改正する条例については、採決により、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、採決により、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、65歳より74歳の人で、重度寝たきりの方については、申請すれば後期高齢者医療の対象になるが、申請しない人に対する医療助成はどうなるのかとの質問に対し、本人が申請すれば助成の対象になりますとの答弁でした。採決により、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（瀬川治男君）

議案第5号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第5号 本巣市基金条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第6号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第7号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第8号から日程第12 議案第10号まで (委員長報告・質疑・討論・採決)

##### ○議長 (瀬川治男君)

日程第10、議案第8号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第10号 本巣市織部の里もとす条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第8号から議案第10号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

##### ○産業建設委員会委員長 (高橋秀和君)

それでは、ただいま議題となりました件について報告をいたします。

議案第8号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号 本巣市織部の里もとす条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

#### ○議長（瀬川治男君）

議案第8号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第8号 本巣市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第9号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号 本巣市織部の里もとす条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第10号 本巣市織部の里もとす条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第11号 (委員長報告・質疑・討論・採決)

#### ○議長 (瀬川治男君)

日程第13、議案第11号 本巣市学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第11号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

#### ○文教福祉委員会委員長 (若原敏郎君)

報告いたします。

議案第11号 本巣市学校給食センター条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### ○議長 (瀬川治男君)

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第11号 本巢市学校給食センター条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第21号 (委員長報告・質疑・討論・採決)

##### ○議長 (瀬川治男君)

日程第14、議案第21号 平成20年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

議案第21号については、各常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議の結果報告をお願いいたします。

初めに、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

##### ○総務企画委員会委員長 (高橋勝美君)

これより議案第21号 平成20年度本巢市一般会計予算のうち、総務企画委員会の所管とする予算についての協議の経過並びに内容について御報告いたします。

内容につきましては、初めに、総務部、議会事務局及び根尾総合支所に属する予算及び他の委員会に属さない予算について協議を行い、次に企画部に属する予算について協議を行いました。

まず総務部関係についての質疑の主なものを申し上げます。

地方交付税の地方再生対策費 1億8,500万円についてはどのような事業に充てるのかという質問に対し、執行部より、地方再生費は一般財源として取り扱うため、使用の形態は特段考えていないとの答弁でありました。

たばこ税が2,111万3,000円減となっているが、喫煙者が減ったのか、あるいは販売店が減ったのかという質問に対し、執行部より、実績に基づくものである。喫煙者が減ったということではあるが、販売店が減ったというものではないとの答弁でした。

本巢消防根尾分署の職員が3人体制となっている。救急車の出動した場合は職員が不在となる。4人体制にならないか。また、初期消火に効果を上げる消火栓について、消火栓ボックスに格納しているホースの本数を3本から4本にふやしてはどうかとの質問に対し、執行部から、根尾分署の4人体制については、以前から本巢消防事務組合に要望してある。今後も引き続き要望していきたい。また、消防団OBによる組織の結成についても検討している。消防ホースについては、現在

3本ずつの基準で格納してあるが、再度考えていきたいとの答弁でした。消火栓器具の設置と管理はどのようになっているかとの質問に対し、執行部から、消火栓器具の設置経費は市で負担し、管理は各自治会でお願いしているとの答弁でした。

次に、企画関係の質疑等の主なものについて申し上げます。

樽見鉄道に今後3年間支援していくということであるが、行政として、市民に対し利用促進をお願いしながら、存続に向けて努力するようお願いしていきたいとの要望に対し、執行部から、経常損失が8,700万円を超えるようになった場合は、運営形態、その他廃止も含め検討せざるを得ないという附帯意見もついていた。車両の購入を予定しているが、経費節約のため、中古車両の導入を検討しているとの説明も受けました。

樽見鉄道の経営改善と、もとバスの改善について市長はどのように考えているかとの質問に対し、市長からは、地域の公共交通確保という観点から、市民を交え協議する場をつくり、議論を深め検討していきたいとの答弁でありました。

根尾地域振興事業調査の委託料と西美濃夢回廊事業の内容はどの質問に対し、執行部から、根尾地域振興事業調査委託料については、特産品開発のため農協に委託しており、現在13名の生産者でニンニクの生産に取り組んでいる。また、西美濃夢回廊事業については、根尾地域と揖斐川町一円の観光ルートと、道路整備を一体で進めていくという事業があり、道の駅等に観光案内板を設置し、観光事業のPRに努めている。20年度においても、道の駅に案内板を設置する予定であると回答をいただきました。

4月から開局のケーブルテレビの加入状況はどの質問に対し、執行部から、3月11日現在、加入件数は2,092件である。CCNet本巣局が3月末までに目標としている件数は3,000件であるとの答弁でした。

男女共同参画に向けた取り組みについて説明を願いたいとの質問に対し、執行部から、おおむね計画のとおり進めている。ホームページ等で、可能な限り市民の皆さんに情報を公開していきたいとの答弁でした。

その他、合併後4年が経過し、給食センターの統合など改革は徐々に進んでいるが、合併協議会の決め事が影響し、行政改革のスピードが遅いように思う。早急に行政改革を進めるようお願いしたいとの要望がありました。

以上、議案第21号の協議の内容について報告をいたします。

#### ○議長（瀬川治男君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

#### ○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

議案第21号について、協議の結果を報告します。

平成20年度本巣市一般会計予算のうち、初めに市民環境部及び根尾総合支所に属する予算については、戸籍住民基本台帳費の給料が増額だがとの質問に対し、1人増を予定しますため増ですとの

答弁でした。

次に、健康福祉部及び根尾総合支所に属する予算については、社会福祉総務費の賃金科目が新規だがとの質問に対し、国民年金事務の臨時職員賃金ですとの答弁でした。

障害者福祉費の障害者福祉計画策定委託料85万1,000円についての質問に対し、18年度に策定した障害者福祉計画の見直しに伴う委託料ですとの答弁でした。

老人福祉費の老人保健福祉計画策定委託料149万1,000円についての質問に対し、老人福祉法及び介護保険事業計画との整合を図り、21年度からの3ヵ年計画に向けての策定委託料ですとの答弁でした。

地域支援事業委託料821万5,000円についての質問に対し、介護保険の保険者であるもとす広域連合から受託し、地域に即した介護予防事業、栄養指導、リズム体操などとして、市から社会福祉協議会と医療機関へ再委託するものであるとの答弁でした。

児童福祉総務費の次世代育成支援行動計画市民意識調査委託料207万9,000円の質問に対し、17年度より26年度までの計画で、21年度計画の見直しに向け、市民意識調査を行う委託料ですとの答弁でした。

民生費県補助金の障害児保育事業費補助金47万8,000円、低年齢児保育対策費補助金87万2,000円が大きく減との質問に対し、県補助基準の見直しによるものですとの答弁でした。

社会福祉総務費の四季彩館入湯料165万が大きく伸びた理由はとの質問に対し、根尾地区の全世帯へ1人1枚配布し、21年3月31日までの期限であるため、駆け込み利用増を見込んだための増ですとの答弁でした。

障害者福祉費の市町村地域生活支援事業委託料322万3,000円の歳出予算に対する歳入の市町村地域生活支援事業補助金がないのはなぜかとの質問に対し、地域生活支援事業補助金に統合されたためとの答弁でした。障害者福祉費の就労支援費280万3,000円が前年より減となっていることについての質問に対し、28人が利用され、国の軽減措置で1人当たり平均1万5,000円が8,340円になったことによる減額ですとの答弁でした。

続いて、教育委員会に属する予算については、使用料の社会教育使用料1,340万8,000円について、施設活用増にする対応について検討されたかの質問に対し、桜どきにPRなど例年どおり進めてまいりまして、過去3年間の実績等を踏まえ計上していますとの答弁でした。

学校評価システムについての質問に対し、この2年間、学校自己評価、学校評価に基づいた調査・研究を行い、学校運営の事業改善に役立ちました。また、学校教育法など施行規則が改正され、平成20年度より、全学校で自己評価及び学校関係者評価を行うことになりました。来年度も引き続いて進めさせていただきますとの答弁でした。

社会教育総務費の（仮称）南部ふれあい会館について、管理等地元との関係についての質問に対し、18年4月、地元自治会役員8名が来庁されたとき、建設は市で、維持管理は地元でとの話をしました後、維持管理は市でとの要望がありましたが、3月は自治会が役員交代のため、4月に入って連絡調整し、協議するとの答弁でした。

学校給食センターの地産地消の推進状況について、今後中間報告はどの質問に対して、地産地消で、現在もナシ、柿、イチゴ等地元産を利用していますが、一段と推進するため、地元の農協・農家とで話し合いをし、状況報告しますとの答弁でした。

耐震補強工事について、毎年進められています、今後の計画はどの質問に対し、21年は真桑小学校の北舎、22年は席田小の東舎、23年は外山小の校舎・体育館、24年は一色小の西舎を予定していますとの答弁でした。新しく給食センターができ、旧三つ、真正・本巣・糸貫の建物、土地利用計画はどの質問に対し、早い段階で皆様と検討しますとの答弁でした。

校区外通学の状況についての質問に対し、あまりなく、小学校区で家を建てるための1件、中学校で部活に入るための1件ですとの答弁でした。

議案第21号を以上で報告終わります。

#### ○議長（瀬川治男君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

#### ○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、産業建設部、林政部及び根尾総合支所に属する予算についての主な質疑内容を報告いたします。

西部連絡道路は平成20年度完成します。それに伴う歩道のないところについてはどのような計画かという質問に対し、平成21年から補助事業の採択を要望し、別事業行っていく。それから、本巣川西で一部未買収がありますという報告もありました。それから、市道根尾83号線の須合橋かけかえ工事の概要、あるいは施工方法、また通行どめについての質問に対し、須合橋は老朽化で危険な状態であり、一昨年より仮設工事をし、できるだけ通行どめのないようにしていますが、橋台をつくる際の掘削するため、また道路が狭いため、通行どめになるときがある。また、漁協との関係、あるいは冬季は工事ができないなどの理由により、災害防止工事、治山工事、修繕工事ともあわせて3年は通れないという予定をしておりますが、工事状況により延びることもあり得るというような答弁でありました。

農業振興図作成委託料の内容についての質問があり、昨年と同じで、生産調整現場確認のときに使用する図面を毎年作成しているとの答弁でした。

モンキー犬の訓練委託料が去年より増の内容、また訓練委託料は継続するのかの質問に対して、2頭分の5ヵ月訓練後、成果を維持するため、長野県より本巣市へ来てもらい出張指導してもらう費用がふえている。あるいは実験事業でスタートしましたが、成果が上がり、他の集落へ進めていくときには委員会と相談し検討していくとの答弁でした。

鳥獣被害対策委託料の内容について質問があり、有害鳥獣捕獲委託料と、有害鳥獣処理委託料の2項目を1項目にしたという形での答弁でした。

観光費の駐車場整理委託料の内容についての質問に対しまして、淡墨公園の関係でございますが、19年度は交通誘導のみの費用で、料金徴収は日々雇用、現金管理は職員で対応しておりましたが、

平成20年度は交通誘導、料金徴収の委託料で、現金管理は職員で対応しますとの答弁でした。駐車場収入等の内容についての質問に対し、平成20年度の予算として上げている中で、収入として1,090万、支出としては委託ごみ収集等を差し引いて、約240万ほどの黒字を見込んでいるとの答弁でした。

林業振興費の間伐事業補助金で、大雪での倒木が今現状のまま残されているが、根本的に撤去されないため予算を消化されにくい状況であるが、どのように考えているかという質問に対して、県の災害に強い5ヵ年事業、県森づくり事業がありますが、面積要件が厳しいため、小規模の山林所有者の了解が得られたら間伐を推進しているというような答弁でした。

富有柿の里と文殊の森の管理費の中で、ケーブルテレビ受信料、ケーブルテレビ利用料について、台数によるものなのかという質問に対し、情報政策課で一体的に予算計上してあるということでございますので、全員協議会で企画部より説明してもらおうという形での答弁でございました。

観光地の企画委託料についての質問に対し、まちづくり交付金でうすずみ活性化イベントに対するの予算計上であります。詳細な案の資料を委員会のうちに配付しますとの答弁でした。この点については、委員会終了後に各委員に配付をされました。

次に、上下水道部及び根尾総合支所に属する予算につきまして、環境衛生費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金で、糸貫地区の状況はどの質問に対し、平成18年度95基のうち52基、平成19年度91基のうち45基という答弁でした。

合併処理浄化槽維持管理補助金の根尾地域の状況と不均一の補助として20年度までとなっているがという質問に対し、平成18年度は75基、21年度以降については地域審議会で議論をしていただきますという答弁でございました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（瀬川治男君）

以上で各常任委員長からの協議の結果報告を終わります。

これより執行部に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 高田文一君。

#### ○5番（高田文一君）

1点、お聞きしたいと思います。

41ページでございますけれども、工事請負費の説明を、前回副市長からお聞きをしましたが、確か、冷温水の整備、あるいは夏に向けての空調整備というふうに聞いておりました。それで、昨年12月に全協で本巢庁舎整備のあり方というのを説明を受けた資料をいただいておりますが、その中で、現状から見て、糸貫分庁舎西棟及び根尾分庁舎の耐震補強工事等を早急に行い、安全性を確保することが大事であるというようなことが報告書の中に書かれておりますし、説明もされておりましたが、ということは、やっぱり構造上耐えるんでしょうか、それとも耐震補強の工事はどのよ

うに今考えておられるか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

土川総務部長。

○総務部長（土川 隆君）

糸貫分庁舎の改修工事についてでございますが、当初予算で空調設備、電気設備改修といったことをお願いをしたいということでございます。耐震補強工事、また外装改修ですね、あと給水設備改修等につきましては、新規事業ということでございまして、6月補正で提案していきたいと考えています。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

数点お伺いします。

一つは、37ページの総務の関係ですが、報償費の中で、講師謝礼が19年度と比べて42万円から60万円に増加しています。恐らく職員の研修の講師だと思いますが、5割近く予算がふえているということで、内容的に特別なことを予定されているのか、そういった内容についてのお考えをお伺いしたいと思います。

2点目と3点目は企画部の関係ですが、一つは43ページ、樽見鉄道の関係です。先ほど委員長報告の中にも若干ありましたが、経常損失が8,700万を超えたらいろいろ考えざるを得ないというような話でありましたけれども、いずれにしても補助を継続していくという結果が昨年出て、今それに経営改善の方向がなされ、その方向で進んでいるんだろうとは思いますが、ただ過去の状況を見ておきますと、補助を確定する、3年延長するというような結果が出た後の動きが非常に鈍いのではないかと、樽見鉄道としての、会社としての、過去の話ですよ。そういった経験も踏まえて、本当に経営改善の実践に積極的に取り組んでいく姿勢を見せないと、本当に先がないというふうに思うんです。そのあたりでどういう状況になっているのか、市としてどういう指導なり協力なりをしているのか、そのあたり、お聞かせ願えればというふうに思います。

もう1点は、同じページですけれども、市民活動の推進助成金というのがあります。これは、前、NPOなど、市民活動に対する助成事業ということで創設をしてもらいました。これについては、19年度40万円見ておまして、今度30万円です。金額については、現状に合わせた金額を予算化されているので、それは結構なんですけれども、ただせっかく市民活動を積極的にやられるところについては、一定の制限はあるけれども、助成しようということで進んできた中で、これが減るということについては非常に残念なので、もっともっと幅広く、この助成の対象をなってもらって、市民活動がいろんなところでもっと活発に行われるような状況になるといいなというふうに思っています。そういう点での状況、あるいは今後の方針なりをお聞かせ願いたいというふうに思います。

あとは産業建設部の関係ですが、その一つは、モンキードッグについては今委員長報告がありまして、2頭分で、あと残りは長野から出張してもらおうということで、予算の中身はわかりました。これについて、19年度2頭といたしますか、1頭分は私も会ってきました、非常にお利口さんにしていましたけれども、もう1頭も戻ってきておと思うんですが、実際に効果のほどはどうかということと、その効果があれば、そのことについて、近辺にどんどんPRして広めていかなければ、一つの地域に猿がいなくなると、その隣の地域に行くわけですから、このモンキードッグが、もっとどんどん広がって行って、もうどこにもおれなくなると、山の奥の方へ行かざるを得ないというような状況になってくればいいわけなんです。そういった状況と、周りのPRをどういうふうと考えていかれるかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

もう一つは、77ページに富有柿等振興奨励金がございます。これについては、19年度よりも予算がふえています。これはこれで結構なことなんですが、富有柿の新改植について、こういった奨励金を出して、本巢のブランドとして富有柿を全国に発信していこうということで取り組んでいる事業だと思うんですが、残念ながら一方では、富有柿が抜根されているというのも数々あります。抜根にされるのと、こういった改植は別にしても、新植しているのとどっちが多いのかよくわかりませんが、いずれにしても、せっかく奨励金を出して、ブランド力を高めようというふうに市として対応しながらも、現実にはそうならない部分も生まれているのが実態だと思うんですね。その辺をどうクリアして、本巢市といえば富有柿と、富有柿といえば本巢市と言えるような状況をつくっていくためのPRなり、所信表明で藤原市長も自分が宣伝マンとなってというふうに言われましたけれども、こういうことも含めて全国に発信していく取り組みが必要でないかというふうに考えておりますが、そのあたりの考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（瀬川治男君）

土川総務部長。

○総務部長（土川 隆君）

1点目の37ページの総務費、総務管理費、一般管理費の中の節欄の報償費、説明欄の中の講師謝礼60万についての御質問がございました。昨年度は42万ということであります。ここの講師謝礼につきましては職員の研修に対する講師謝礼ということでありまして、昨年度は人事評価研修というのを実施したわけでございます。20年度につきましては、新しいメニューといたしまして、市民の方に対する一層のサービスの向上を図るといった意味で、住民対応接遇講習を計画しておりますし、さらには、我々職員に対する綱紀肅正を図る意味での公務員の倫理研修といったものも新たなメニューとして組んでおりますので、増額といったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

次に、鷲見企画部長。

○企画部長（鷲見良雄君）

それでは、43ページの樽見鉄道の関係と、市民活動推進助成金について御回答申し上げます。

樽見鉄道については、何回となく御説明を申し上げてきたところでございます。樽見鉄道が第2次、1次計画に続いて第2次の改善計画を定めました。その中では、御存じのように、北部においては人口減少基調の中に、どうしても乗って残そうという基本姿勢のもとに、市民の皆様にも一回でも乗っていただくように、市民みんなで年1回乗車とか、イベント時の利用、観光路線としての位置づけ等々で利用促進を図る。また、沿線に立地する企業を含めてタイアップしながら、通勤利用客の拡大、パーク・アンド・ライド等の推進を模索しながら、利用機会の拡大に向けた取り組みを行おうとしております。現在、樽見鉄道より各地域の自治会の方をお願いをして、少しでも利用していただくということで、2月の各地域の自治会の折にもセールスと申しますか、営業活動にお見えになって、少しでも市民の皆様にご利用いただいて残していきたいという願いを持って現在進めておられます。市としても、ノーカード等、利用できるものについては、市も積極的に利用促進をしていくということでございます。

いずれにしても、存続の決め手は利用拡大、市民の皆様が公共交通としての考え方を持って利用していただかなくては、こういう時代でございますので、非常に難しいという基本的な考え方を持っておりますので、今後とも利用拡大に積極的に樽見鉄道を支援していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

2点目のNPOの関係でございますが、現在、子育て支援団体2団体と、福祉サービス、移送サービスのNPO関係1団体、環境整備と申しますか、環境保護団体の1団体の計4団体に対しまして補助金を支出しているところでございます。当市が作成しております補助金の規定では、同一事業3年という一定の枠を設けながら、その事業の助成ということに当たっております。今年度子育て団体の2団体が3年を迎えたということで、一定の条件をクリアできないということと、もう1団体については、今度新規設置と申しますか、要望が認められる団体ということで移送サービス、環境団体、新規の団体3団体の30万円をお願いしているところでございます。私どもも、市民協働の原点となるべき活動助成については大いに皆様方に利用していただいて、市民協働が本巣市にもっと根づいていくと非常にいいのではないかと考えておまして、毎年「広報もとす」5月号でPRをしております。多くの皆様から協働の計画が出されてくれば、また補正等もお願いする必要が生じるかもしれませんが、現在の計画では、以上述べましたように、3団体の計画となっております。今後ともPRに努めてまいりたいと思いますので御理解をお願いします。以上です。

○議長（瀬川治男君）

次に、産業建設部長 服部部長。

○産業建設部長（服部次男君）

まず1点目の、76ページのモンキードッグの訓練委託料の件で御質問をいただきました。

実は、19年度で2頭分を予算計上いたしまして実施してきたわけでございますが、1頭は11月ごろに帰ってきております。これは、5ヵ月間の訓練を行いまして地元へ帰ってきておまして、2頭目は1月に既に帰ってきて効果を出しております。根尾地域と本巣地域で1頭ずつでございますが、やはり猿追いの効果が出ておりますが、その集落に対しては猿がいなくなったわけですが、

隣の集落へ移るといような状況であります。そんなこともございまして、これは試行的に今この事業を行っておりますが、今年度もまず担当課の方で、さらに2頭分を予算計上して進めてまいりたいと思っております。

御質問の今後の方針ということについては、20年度の状況を見ながら、今後の推進方法等につきましても自治会とも相談しまして検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、農産物の被害の防止のためにこういった事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから2点目の、77ページでございまして、富有柿等の振興奨励金、この件についても御質問でございます。

今年度は14件で、1.5ヘクタールの柿の新植、改植に係る補助として、10アール当たり1万2,000円の補助ということで、5年間の補助の事業で進めております。富有柿は、本巢市の特産物でございまして、全国に発信し、PRして地域農業振興に努めていくという意味で、こういった事業を行っておりますが、御指摘のように、改植・新植はするものの、逆に柿を抜かれてしまうという状況も確かにございます。その原因といたしましては、後継者の不足、また生産者の高齢化、それから経営上の問題等々がございましてそういった現象が起きておりますが、市の特産物としてPRをしていく中で、そういったことについて、生産者等関係者に今後この問題についての話し合いを進め、推進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

#### ○19番（高橋秀和君）

ページ数、120ページの負担金、補助及び交付金の項目の504で、淡墨桜浪漫ウオークの実行委員会の補助金を掲げておられます。ということは、来年も淡墨桜浪漫ウオークの開催が行われていくだろうというふうに思っております。この事業につきましましては、本巢市が日本全国に発信する一つの大きな事業と同時に、今御質問等にありました樽見鉄道の利用客をふやすためにも非常に大きな効果を上げているということで、非常に注目を集めている事業ですが、要するに、ことしの3月にまた一つこの事業に注目することが起きまして、本巢市内の小学校・中学校が協賛をする形なのか、あるいはそれぞれの学校が子供の体力づくりを進められるのかどうかわかりませんが、この日にウォーキングが行われる。それは、どうも昨年の3月ごろ方向が決められて進められたという形を伺っています。

それぞれの小・中学校が、それぞれ独自の形でウォーキングに参加をされたのか、あるいは浪漫ウオークの関連事業なのか、あるいはそれぞれ校長会が独自でやられた事業なのか、後を追っていくと非常にわからない形が出てきました。はっきり浪漫ウオークの関連事業という形で、学校の登校日として、この事業に今後ともやっていかれるのか。成果は、それぞれの学校であったという報

告は、全部でありませんが、個々の判断をいただいておりますので、これは、そういう報告があってくらうというふうに思うんです。淡墨桜浪漫ウォークというイベントの中で、子供たち、小・中学生がどうかかわり合っていくかという問題が、登校日として事業の一環として取り組まれているということについてのお考え、また、新年度に対する考え方について、どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

次に、高橋教育長。

○教育長（高橋茂徳君）

ただいまの高橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

藤原市長は現場主義とおっしゃいました。私は、教育は目の前の子供ありき、目の前の子供がどういう実態であるのか、どういう状況であるのか、そこから方途・方策を考えていくものであるととらえております。

ここで、ちょっと口頭ではわかりにくいので、資料をお配りしたいと思いますのでお願いできますか。

〔資料配付〕

この本巣市は、御案内のとおり、極めて自然環境、山あり、谷あり、あるいは田園ありで、こんな豊かな自然環境の中ではなくまれている子供たちであるにもかかわらず、ごらんいただきましたように、平成17年度の実態で申しますと、子供の体力は全国や県と平均しますと、多くの項目で劣っております。例えば小学校6年生の男子は、全国平均にしまして8項目中7項目が劣っています。また、5年生女子も同様でございまして、1項目を除いてほかのすべての項目が劣っています。中学校3年生の男子で見ますと、9項目中7項目が劣っています。3年生の女子も同様でございまして、2項目を除いてほかのすべてが劣っています。その実態は、教育委員会といたしましては、率直に申しますと、ゆゆしきことだというふうにとらえております。何とか手を打たないと、子供の体力がさらに低下する嫌いを感じます。

子供の体力向上ということは、健全なる子供をはぐくむことに極めて大事な要素ととらえております。また、生涯スポーツの観点に立ちましても、そういう意識を幼いうちからはぐくんでいくということは、教育的に大変大事なことであると。さらに申しますならば、ウォーキングすることによって、市の歴史に触れたり、あるいは郷土愛をはぐくむことになるんじゃないかとか、ウォーキングマナーなど基本的な公衆道徳を守る、そういった体験活動、公共の心を醸成する場にもなるんじゃないかということで、このことを、今議員がおっしゃっていただきましたけれども、1年前、校長会で話をさせてもらいました。そして、校長会の中でどうあったらいいのかということをお伺いいただきました。結果は、今年度それぞれの形で実施をされました。

いずれにしましても、子供たちがこれに参加することによって、今申し上げましたような意義を少しでも達成していくことになるのではないかと。これから先どうなるかということ、また新しい教育長のもと、あるいは新しい校長会の考え方で行われると思いますけれども、私は、まだしばらく

くこの形を存続されることを願います。基本的には、学校行事というのは学校長の裁量でもって行われていくものです。したがって、教育委員会からは、こうなさい、ああなさいということとは言っておりません。問題提起はしております。

なお、関連して申しますと、こういう形で、学校行事として行っているほかの、例えばいびがわマラソンにおきましても、学校の児童・生徒が学校行事として参加しております。それは、それなりの教育的価値があるととらえております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（瀬川治男君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

貴重な資料をいただきまして、本巣市の子供たちの体力という問題について、こういう形で教育長が資料を出されたということについては、かつての教育委員会の中で初めてですが、敬意を表する次第です。

教育長がおっしゃっているように、体力が衰えてきているのではない、体力がない人が多いのではないかということについては、現場の子供たちの姿を見ての私自身としては、率直にそう思っています。ですから、いろんな活動の中で、今いろんな青少年育成事業の中で行われている活動の部分について、いろんな提言をさせていただきました、審議会の中でも。その中で、教育長がおっしゃったように、学校の教育現場の先生方が本当にそのことを実感しているのかという問題なんです。なぜかという、スポーツ少年団でやっている子供たちと、やってない子供たちの体力の差は歴然です。その部分について、学校はどうとらえておるのかというと、非常に意識が希薄です。この部分が、私は、淡墨桜のイベントに合わせてやることで、3月のこの時期というのは、学校も、私もPTAの役をやらせていただいたので、この時期に学校の忙しさというものは身にしみてわかっているだけに、この体力という問題を考えていく問題と、淡墨桜浪漫ウォークというのは、少し切り離して考えていった方がいいのではないかという考え方を持っています。

浪漫ウォークという取り組みについては、もう一つ違った形で市民参加をしていく部分をどこが企画をしていくかという問題と切り離していかれる方が、今教育長が言われるような、いびがわマラソンなり、あるいはほかで行われる地域のウォーキングなり、イベントの事業とも兼ね合いが出てくるのではないかと。端的に申し上げれば、今地域づくり事業で三世代交流などが各地域で行われています。じゃあそういった部分はここでどう合流していくかということも一つのプランではないかなというふうに思っております。今回、体力づくりに重きを置くならば、学校そのものがそれぞれの年間の事業計画の中で体力づくりを考えていく方向がいいだろうというふうに、私は思っています。

浪漫ウォークをどうしていくかという問題と少し切り離れた形で進められていくことだけは望んでおりますが、その点について、教育長が今おっしゃったように、現場が主導にしていかれるという形で進められるのは結構ですけれども、そこで、ことしの一つ教訓を踏まえて、新年度について

は、それぞれ適切な対応をしていただきたいというように考えていますが、その答えだけいただきたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

高橋教育長。

○教育長（高橋茂徳君）

今議員がおっしゃっていただきましたこと、それはそれなりの考え方があると思います。

一方、視点を変えますと、せっかく本巢市としてこの浪漫ウオークをやっていると。そして、本巢市を挙げて、この浪漫ウオークを盛り上げていこう、士気を高めていこうという心意気が市民の中に、率直に申しますと徐々に盛り上がってきております。そのときに、小・中学生が全員、これにこの時期にこうして参加すること。今おっしゃっていますように、忙しい時期です。多忙な時期です。でも、そのメリット・デメリットをとらえていったというのは、この時期に児童・生徒が参加することの方が値打ちがあるんじゃないかなあというのをとらえをしております。

今年度も実施した反省項目に基づきまして、来年度また子細に検討されていたと思いますけれども、いずれにしましてもしばらくは継続できたらなあという願いを私は持っております。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

今回の予算については、藤原市長のもとでつくられたものではないということですので、いろんなことは申しません。

一つだけ、非常に大きな問題として私が考えておりますのは、後期高齢者医療制度の問題です。これに絡んだ予算、あるいは先ほど採決された条例等もありますけれども、これについては到底納得できるような内容のものではないし、それが20年度の本巢市だけでなく、日本じゅうの大きな問題だったというふうに認識をしております。

この後期高齢者医療制度について4点、特に中心的な問題を申し上げると、一つは、75歳になった途端に、あんたは別ですよということで、今まで家族で一つの国民健康保険に入っていた、あるいは一つのほかの健康保険に入っていたけれども、75になったらあんたは別ですよということで、別居みたいなことを強いる、そういう制度だということが非常に大きな問題だというふうに思っています。

特にそのことについて、何で75歳になったら分けるんだということについて、国の方が厚生労働省の審議会、後期高齢者のあり方に関する特別部会の中で、75歳以上の後期高齢者の特性ということで3点上げています。

一つは、治療の長期化、複数疾患への罹患が見られる。二つ目には、多くに認知症の問題が見られる。三つ目、いずれ避けることができない死を迎える。これが75歳以上の特性だということで、75歳以上を特別にしてしまうというやり方をしている。このこと自体が非人間的なやり方だというふうに私は思っています。

二つ目は、75歳以上の人すべてから、年金わずか月1万5,000円以上の人は、もうすべて保険料を天引きをしてしまうという容赦なく取り立てるという方向がとられている。

三つ目には、これまでは統一で、例えば国民健康保険などで、75歳以上の人については、仮に保険税等が払えなくても保険証の取り上げはできないという仕組みになっていたものが、この後期高齢者医療制度をつくることによって、それもできるようにしてしまったという点もあります。

四つ目には、私は一番大きな問題かなと思っておりますのは、先ほど言いました三つの75歳以上の身体の特性を踏まえて、74歳までの人とは違った診療報酬体系をつくって、保険では受けられない医療をどんどんふやしていく。高度な医療、お金のかかる医療については除外していくというような、それが後期高齢者医療制度の中身になってきています。

こういった制度は本巢市がつくったわけではありませんけれども、今度の予算には色濃く反映しているということをどうしても考えざるを得ません。こうした制度については、抜本的に見直しをしていくことが求められているという状況の中で、この一般会計予算についても、これに関連する予算が相当盛り込まれ、また一々申しませんけれども、後に出てくる国民健康保険の特別会計予算、あるいは後期高齢者医療の特別会計、老人保健特別会計、そういったものすべてにかかわってくる問題について、ここでまとめた形で今反対討論をしておきますけれども、こういった内容のものを含んでいるものについて賛成することはできないということで反対をしたいというふうに思っています。以上です。

#### ○議長（瀬川治男君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西君。

#### ○17番（大西徳三郎君）

今、反対討論がありましたわけですけど、この20年度の一般会計予算というのは、御案内のとおり骨格予算ということで、4月1日からどうしても必要な予算ということでもあります。

今、反対討論の中におきまして、後期高齢者医療制度について反対されるということでもありますけど、正直言いますと、4月1日まで1週間もないというような段階に来ており、この制度については、岐阜県で一つの広域連合をつくって、本巢市は藤原市長が議員として出てかれて、そこでや

られるということであります。悪いところばかりとらえられて話をされますけど、医療費が増大する、また高齢者がどんどんふえて、そんなこともあって、いわば総合的な判断において、国に多くはこのような後期高齢者ということで別に分けてつくられたということを理解しております。欠点がある、また腑に落ちない、そういう部分もあるとは思いますが、とにかくやらなければだめだと思いますし、これは岐阜県一つで広域連合をやっていくということで、その面ではこれからやっていかれる過程において、いろんなことで見直したり、修正したり、そんなこともできるかなと思っておるわけで、いずれにしましても、そういうことで反対ということじゃなくて、とにかく一般財源におきましては骨格予算ということで、4月1日からどうしても必要な予算であるという面において、私は賛成をいたします。

**○議長（瀬川治男君）**

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第21号 平成20年度本巣市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

13時30分から再開いたしますので、よろしく願います。

午前11時54分 休憩

午後1時29分 再開

**○議長（瀬川治男君）**

再開いたします。

日程第15 議案第22号から日程第17 議案第24号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

**○議長（瀬川治男君）**

日程第15、議案第22号 平成20年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてから、日程第17、議案第24号 平成20年度本巣市老人保健医療特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第22号から議案第24号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

**○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）**

審査の結果を報告します。

議案第22号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計予算について。

後期高齢者特定健診等で、市民への負担、影響は、また国保会計への影響はどの質問に対し、市民の負担は最小限で、国保会計への影響は一部は負担増、また減とで、トータルでは減ですとの答弁でした。年金で年18万円以上は特別徴収、年18万以下は普通徴収だが、その割合はどの質問に対し、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会よりの通知によると、特別徴収は80%、普通徴収は20%でするので、この数値により予算計上しましたとの答弁でした。

特定健診について市民へのPRはどの質問に対し、特定健診は、従来の一般健康診査が事業主の国保分について特定健診を行い、保健師さんと国保が連携し、20年4月より進めますので、広報等で周知しますとの答弁でした。採決により、賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について。

75歳以上で治らない病気の人の健診はどうなるのかとの質問に対し、20年度は健診を受ければ助成対象だが、21年度以降は健診が受けられなく、もし受けても対象外になりますとの答弁でした。採決により、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計予算については、採決により、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（瀬川治男君）

議案第22号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第22号 平成20年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第23号 平成20年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第24号 平成20年度本巢市老人保健医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第25号から日程第21 議案第28号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

##### ○議長（瀬川治男君）

日程第18、議案第25号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計予算についてから、日程第21、議案第28号 平成20年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第25号から議案第28号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高橋秀和君。

○産業建設委員会委員長（高橋秀和君）

議長の命により、ただいま議題となりました案件について報告をいたします。

議案第25号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計予算については、質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計予算については、質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計予算については、石神地区を本巢公共下水道でつないでどうかという質問に対して、本巢関係自治会へ話したが、要望等で進んでいない状況であるとの答弁でした。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号 平成20年度本巢市水道事業会計予算については、質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

○議長（瀬川治男君）

議案第25号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第25号 平成20年度本巢市簡易水道特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第26号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第27号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号 平成20年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決するこ

とに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第28号 平成20年度本巢市水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第29号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第22、議案第29号 本巢市副市長の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

議案の追加をお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出いたしました追加議案につきまして御説明をさせていただきます。

議案第29号 本巢市副市長の選任についてでございます。

平成20年3月31日をもって任期が満了する高木巧氏の後任といたしまして、小野精三氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

小野精三氏は、昭和33年生まれで現在49歳でございます。岐阜市在住でございます。主な経歴は、昭和57年に名古屋大学法学部を卒業し、岐阜県に就職いたしまして、都市計画、商工行政、文化行政などに従事いたしましたほか、旧馬瀬村と岐阜市の2回、市町村にも派遣されまして、市町村の事情にも理解のある人物でございます。現在、岐阜県の林政部林政課の総括管理監として勤務をいたしております。

小野精三氏は、これまでの経験を生かして、私が取り組みたいとしております市政の総点検、まとめ役ということで期待にこたえてくれるものと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（瀬川治男君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第29号 本巢市副市長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

### 日程第23 議案第30号及び日程第24 議案第31号（上程・説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（瀬川治男君）

日程第23、議案第30号 本巢市教育委員会委員の任命についてと、日程第24、議案第31号 本巢市教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第30号 本巢市教育委員会委員の任命についてでございます。

平成20年3月29日をもって任期が満了いたします野村覺氏の後任として片岡孝一氏を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

片岡孝一氏は、昭和36年生まれで現在46歳でございます。本巢市の宗慶在住でございます。現在、真正中学校PTA副会長をいたしております。

今回の教育委員会委員の任命に当たりましては、国の法律、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で、教育委員の任命に当たっては、委員のうち、保護者である者が含まれるようにしなければならないという規定がなされたことから、今回保護者の任命をするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それから、議案第31号 本巢市教育委員会委員の任命について、これも続いてでございますけれども、平成20年3月31日をもって任期が満了いたします高橋茂徳氏の後任ということで白木裕治氏を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

白木裕治氏は、昭和24年生まれで現在58歳でございます。本巢市下真桑在住でございます。昭和49年に岐阜大学教育学部を卒業し、教職につかれ、県内の中学校、県教委の教職員課、総務課、また教育事務所等に勤務されまして、現在岐阜市の東長良中学校の校長をいたしております。現場指導も管理もできる人物ということで、本巢市の教育を安心して任せられる人物だというふうに思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（瀬川治男君）

議案第30号 本巢市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第30号 本巣市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第31号 本巣市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第31号 本巣市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第25 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第25、発議第1号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書についてを議題といたします。  
発議第1号について、提出者に説明を求めます。  
提出者、7番 安藤重夫君。

○7番（安藤重夫君）

発議第1号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書について。

---

混合型血管奇形の難病指定を求める意見書（案）

「混合型血管奇形」は、動脈、静脈、毛細血管、リンパ管のうち複数の血管の先天性形成不全をいい、体幹から四肢にかけて大小の腫瘍や痣のような症状が見られる。

血管の形成が不完全で脆弱なことから、患部は外傷により大量出血を起こす恐れやウイルス等の細菌に感染すると患部全体に広がり生命の危険にさらされる恐れのある病気である。こうしたことから、安静保持が必要で、日常生活が著しく制限されることとなっている。また、患部には血管が異常に成長し栄養過剰となることなどからか、成長に伴って下肢長差、背骨の変形異常といった症状が現れてきている。

この病気の専門医は国内でも極めて少なく患者数の正確な統計もないという状況であり、一般人はもとより、医者や難病対策に関わっている専門家の間でも認知度は低く、また、病気の原因が明らかではない。

さらには、難病に指定されていないため、その治療方法も確立されておらず有効な改善策が見当たらない現状である。また医療や生活の支援もないため、患者や家族にとって精神的、経済的な負担は非常に大きなものとなっている。

よって、国におかれては、「混合型血管奇形」を難病に指定することにより、早期に原因の解明や治療方法の研究、確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援をおこなうよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

---

どうぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

提出者、私安藤重夫でございます。賛成者は、後藤壽太郎議員、鵜飼静雄議員、若原敏郎議員、上谷政明議員、浅野英彦議員、高田文一議員であります。

○議長（瀬川治男君）

これより提出者に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第1号 混合型血管奇形の難病指定を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第26 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（瀬川治男君）

日程第26、発議第2号 深刻な医師不足打開のため法制定を求める意見書についてを議題といたします。

発議第2号について、提出者に説明を求めます。

提出者、5番 高田文一君。

##### ○5番（高田文一君）

それでは、発議第2号 深刻な医師不足打開のため法制定を求める意見書について。

深刻な医師不足打開のため法制定を求める意見書について、別紙のとおり発案する。平成20年3月21日提出、提出者、私高田でございます。賛成議員、若原議員、鶴飼議員、後藤議員、安藤議員、上谷議員、浅野議員でございます。

この意見書につきましては、岐阜県医療福祉労働組合連合会の執行委員長であります平林さんから陳情書が出ております。その陳情書の要旨を意見書として文章化したものを添付してございますので、朗読して説明提案にかえたいと思いますので、よろしく願いいたします。

---

#### 深刻な医師不足打開のため法制定を求める意見書（案）

全国で医師不足により地域の病院や診療科が休止され、必要な医療が受けられないという深刻な事態が起こっている。岐阜県内でも多くの病院が医師不足による診療科の休止や制限、診療日数の制限などをおこなっており、医師不足の実態と、その原因を明らかにし、緊急の対策をとることが求められている。

日本の医師数はOECD加盟30ヶ国の平均3.1人（人口1,000人あたり）に対して2.0人と絶対数そのものが非常に少なく、どの地域でも深刻な不足に陥っている。

医師不足を解決するため、次に掲げるとおり早急に対応策を講じることが重要である。

1. 医学部定員削減の閣議決定を見直し、医師養成数を増やす。
2. 勤務医が働き続けられるように環境整備と必要な財源措置を講じる。
3. 僻地勤務や不足が著しい専門科を積極的に選択できる条件づくり。
4. 医療事故の原因究明と再発事故防止についての早急な対応策を講じる。

よって、国において、医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けて必要な法律を制定し、必要な予算措置をとることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月26日

岐阜県本巣市議会議長 瀬川 治 男

内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様  
文部科学大臣 様  
総務大臣 様

---

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第2号 深刻な医師不足打開のため法制定を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第27 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（瀬川治男君）

日程第27、発議第3号 看護職員確保法の改正を求める意見書についてを議題といたします。

発議第3号について、提出者に説明を求めます。

提出者、9番 浅野英彦君。

### ○9番（浅野英彦君）

発議第3号 看護職員確保法の改正を求める意見書について。

看護職員確保法の改正を求める意見書について、別紙のとおり発案をします。平成20年3月21日提出、浅野でございます。賛成者、鵜飼議員、後藤議員、上谷議員、若原議員、安藤議員、高田議員の賛成を得ております。

発案理由は、意見書を朗読させていただくことによって提出させていただきたいと思っております。

---

#### 看護職員確保法の改正を求める意見書（案）

今、看護の現場は、過酷な勤務実態、仕事に追われ、満足な看護ができないジレンマの中で離職が相次ぎ、看護職員不足は深刻な問題であり、安全でゆきとどいた看護を実現するために、増員と離職防止は切実な課題となっている。

「看護師等の人材確保の促進に関する法律（看護職員確保法）」が1992年に制定され、人材確保に一定の効果をあげてきたが、さらに看護職員の確保と離職防止に有効な施策へと強化することが求められている。

現行の看護職員確保法を改正し、月8日以内夜勤など、夜勤の最低規制に強制力を持たせること。また、国と自治体を中心となって看護師確保を計画的にすすめる仕組みをつくることなどが必要である。

第166回通常国会でも「医師・看護師など医療従事者の大幅増員」「看護職員は、夜間は患者10人に1人以上、日勤時は患者4人に1人以上」「夜勤日数を月8日以内に規制するなど看護職員確保法の改正」を求める請願署名も採択されている。

よって、国において、看護職員を大幅に増員するため、夜勤を月8日以内に規制するなど「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を改正することを求めるものである。

---

以上が理由でございます。

### ○議長（瀬川治男君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第3号 看護職員確保法の改正を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第28 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（瀬川治男君）

日程第28、発議第4号 介護職員の人材確保に関する意見書についてを議題といたします。

発議第4号について、提出者に説明を求めます。

提出者、21番 鶴飼静雄君。

##### ○21番（鶴飼静雄君）

それでは、発議第4号について、説明をさせていただきます。

介護職員の人材確保に関する意見書について、私、鶴飼静雄が提案者となって、所定の賛成議員の賛成をいただき、お手元に配付のとおり提案をさせていただきます。

この提案の理由につきましては、基本的には意見書の案が備えてありますので、これを含めながら、今の本巢市の置かれている状況も若干触れながら提案をさせていただきたいと思っております。

本巢市の置かれている状況と申しますのは、特に大和園という老人施設を抱えておりまして、私、広域連合の議員をさせていただいており、その中で大和園の委員をさせていただいております。その中で、介護職員のいろんな状況について、十分とは言いませんけれども、ある程度、見聞きをさせていただき、その中で、本当に介護職員の確保、あるいは継続して働いていただけるような状況をつくっていくことが重要だということをつくづく感じております。そういう思いから、今回提案者にさせていただきました。

意見書の本文としましては、ここに書いてございますように、本格的な高齢社会を迎え、介護サービスに対する国民のニーズや期待は、ますます高まり、今後必要とされる介護職員の安定的な確保が必要不可欠な状況となっている。

国は、介護・福祉分野の人材確保指針を改正したところであるが介護職員の現状は、給与水準が低く、厳しい労働環境などから離職率が高くなっており、介護制度が十分機能していくための人材

確保が緊急の課題となっている。

よって、本巢市議会は国及び政府に対し、介護ニーズに対応するのに必要な人材を安定的に確保するため、マンパワーへの適切な報酬体系の確立や労働環境の改善を早急に図るよう強く要望する。

こういう内容で、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣あてに提出したいというふうに考えております。よろしく御賛同のほど、お願いします。

○議長（瀬川治男君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第4号 介護職員の人材確保に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

---

日程第29 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（瀬川治男君）

日程第29、発議第5号 道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書についてを議題といたします。

発議第5号について、提出者に説明を求めます。

提出者、1番 黒田芳弘君。

○1番（黒田芳弘君）

発議第5号 道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書につきまして提案説明を申し上げます。

なお、賛成者には、高橋秀和議員、戸部弘議員、大西議員、臼井悦子議員に賛同をいただいております。

意見書の内容につきましては、案といたしまして、皆様のもとに配付のとおりでございます。  
続きまして、提案理由を申し上げます。

改めまして、道路特定財源は、道路の整備・維持と、その安定的な財源確保のために創設されたものであり、受益者負担の考え方にに基づき、自動車利用者の方々に利用に応じて道路整備のための財源を負担していただく制度であり、燃料の消費、自動車の取得・保有に着目をして、自動車利用者に適正な税負担を求めているものであります。この制度に関しましては、さきの12月定例会において、廃止の場合、本市の今後の道路整備事業に大きな影響が出ること、さらに市の財政に大きな負担となることを提案理由として申し上げ、多数の賛成をもちまして、制度堅持の意見書を本議会といたしまして提出したところでございます。

本市におきましては、道路整備のみならず、18年度より、この財源が充てられましたまちづくり交付金事業において、既に防災無線整備、根尾谷断層広場、多目的広場等の事業も行われてきましたし、今後も保育園整備、公園整備、観光活性化イベント等の事業も計画をされております。また、廃止によって、維持管理費節約のため除雪の出動回数が減ることも予想されます。本市にかかわる幹線道路整備の必要性につきましては改めて申し上げるまでもなく皆さん承知のとおりでありまして、本市の将来構想において、道路整備は不可欠であります。さらには、かわりの財源措置なきまま暫定税率が廃止された場合、地方自治体においては、既にそれを見込み、計画されております来年度予算が財源不足に陥り、予算が執行停止に追い込まれかねない事態が想定され、多大な影響を及ぼします。

以上をもって、提案理由とさせていただきます。

#### ○議長（瀬川治男君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

#### ○21番（鵜飼静雄君）

せんだって配付されました、道路整備促進期成同盟会 岐阜県連合協議会会長 可児市長 山田豊 発の意見書の提出についての依頼文書を見ておりまして、こういう文言がございました。「国の慢性

的な財源の不足と地方の道路は整備されたとの誤った認識のもと、道路整備不要論が道路特定財源の一般財源化、あるいは暫定税率の廃止等の議論を活発化させ、根強く主張されている」というふうに書いてあります。これは、だれがそういうふうに言っておるのかなという、全く曲解した見方をしているなあというふうに思いました。こういう根拠で道路特定財源をさらに維持するというのは、全く論外だというふうに思います。

我々は、一度も地方の道路は整備されてしまった、道路整備は不要だということを言ったことはありませんし、そういう理由で特定財源の一般財源化をせよと言ったこともありません。だから全く間違った議論をもとに依頼をしてきているなということを思いました。

我々が今、国会においても主張しているのは、無駄な道路をどんどんつくっている。あるいはまた、それに関係ないところにまでお金を流用しているというような事態が最近次々と明らかになっておりますが、細かいことは12月に申しあげましたので、省きながら少しだけ意見を申しあげますと、道路の中期計画というのがありまして、12月のときに申しあげた数字と、その後、政府・与党の合意で数字が変わりまして今59兆円というふうになっておりますけれども、この59兆円というのは一体どういう中身なのかということについて国会で聞かれても、今検討中とかいうことで、中身についてはほとんど明らかにされない。されないけれども、59兆円だけはひとり歩きしていると。すなわち金があるからその59兆円をどういう形で使うかということで道路建設計画がなされて、必要な道路がもちろん含まれるにしても、無駄な道路がどんどんつくられていくという、今までの実態です。

そうした中で、私たちが言うのは、道路特定財源であれば、それは道路以外には基本的には使えない。けれども、一般財源化すれば、それは道路に使っていけないということには当然なっていないわけで、道路も含めて、あるいは道路に関連する環境整備とか、福祉対策とか、そういったことに十分使えるわけでありまして。そういう意味で我々は主張しているということが一つと、もう一つ、暫定税率についても、それを前提で予算化をしまっているからというふうに言われますが、暫定というのは文字どおり暫定的なものであります。当分の間これをやりますよというのが暫定なんですね。その暫定税率が何十年も続いている。そしてさらにこれから10年間も継続していこうと、こういうことに対して、今国民の世論がどうなっているかというのは、いろんな世論調査を見ても明らかであります。暫定税率の維持を求めている人は、廃止を求める人の半分以下という状況が世論調査であらわれてきています。今、これほどガソリンが値上がりして、本当に家計に大きな影響を及ぼしている。あるいは、この本巢市においては、ハウス農家も結構あります。そういった人たちからは死活問題だという声も聞かれています。そうした中で、この暫定税率がなくなって25.1円下がれば、それは非常に暮らしを守る、あるいは景気対策にもなっていく、そういうものだと思います。ましてや、日本語の常識として、暫定であれば、あくまで暫定的な措置として考えるべき筋合いのもので、これをさらにずっと未来永劫続けていこうなんてことは全く逆立ちした論議だというふうには言わざるを得ません。そういった観点から、この意見書案については反対をするものです。

#### ○議長（瀬川治男君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 後藤壽太郎君。

**○14番（後藤壽太郎君）**

それでは、賛成討論をさせていただきます。

地域の発展は、道路整備ができていくかどうかということに負うところが本当に多いということをおもっております。当本巢市におきましても、東海環状の西回りルート、これを早期建設・完成することによって地域の発展は早くなるということをおもっておりますし、屋井の工業団地の取りつけ道にしても、また、幹線走っている157号線、そして関本巢線の早期整備、それから根尾等の馬坂峠の改良等々含めまして、本巢市においては本当に道路整備が必要だということをおもっております。そのためには、この特定財源というのは必ず堅持していただきたいということをおもいますので、賛成いたします。以上です。

**○議長（瀬川治男君）**

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

発議第5号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第5号 道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

---

**日程第30 発議第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（瀬川治男君）**

日程第30、発議第6号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

発議第6号について、提出者に説明を求めます。

提出者、5番 高田文一君。

**○5番（高田文一君）**

まず、追加日程をお認めいただきましてありがとうございます。

発議第6号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について。

提出、高田でございますが、賛成者には、村瀬議員、安藤議員、鶴飼議員、遠山議員でございます。

この後期高齢者医療制度につきましては、るる意見が交わされているところでございますし、国の動きも御承知のとおりあるわけでございますが、何といたっても年金18万円以上の高齢者から強制

的に年金から天引きされるということでございまして、月にしますと1万5,000円以上の年金を受けている方、そして子供さんの扶養を受けていた75歳以上の御両親であれば、お2人からも天引きされていくというようなシステムでございます。何といたってもこういう高齢者に新たな負担を生じているということと、そして、現在の高齢者は我が国の繁栄に尽くしてこられました多くの人たちでございます。

全国でも、この制度について、意見書を出しておられるということが市議会の旬報の2月15日号でございましたか、ここにも出ておりましたが、12月の定例会で、全国の91の市が意見書をまとめたと報道しておりますし、さらに最近では、新聞なんかを見ていると、県内でも近所の市、大垣市、池田町等々が意見書を出しているという報道もされております。全国では、2月現在でございますけど、500以上の地方議会も意見書を取りまとめているというような報道をしています。やはり問題があるから、いろいろ市民の皆さんも意見があり、そのことを議会へ上げてきているのではないかと考えております。私たちは、国の制度というものを見直してほしいということで意見書の案をまとめましたので、朗読させていただきます。

---

#### 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書（案）

平成18年6月に成立した医療制度改革関連法により、本年4月から、75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が実施されることになった。

この制度は、高齢者に新たな負担を生じること、年金から保険料が強制徴収されること、保険料を払えない場合は保険証を取り上げ、いったん窓口で医療費を全額負担させること、また、2年ごとに保険料が見直しをされ、将来さらなる負担増が予想されるなど、数々の問題を含んでいる。

高齢者の生活は一層厳しさを増してきており、本制度が実施されれば過酷な負担がさらに追い打ちをかけ、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼし、我が国の繁栄に尽くしてきた人々の老後を踏みにじることは必至である。

よって、国においては、高齢者に大幅な負担増をもたらし、生存権を脅かす後期高齢者医療制度の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月26日

岐阜県本巣市議会

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様

---

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

提出者の発言の中で、見直しを求める意見書の中で、今議会の中で市にかかわってくる条例の制定と予算の中で、こういった形でこの見直しの部分について御議論をなされていったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

高田議員。

○5番（高田文一君）

議案が既に可決しております条例と予算等につきましては、市の財政であり条例でございます。根本的にはこの制度は国で決めてきたものでございますので、国で見直してほしいという、今回は意見書を出しているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（瀬川治男君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

後期高齢者制度が導入をされるに当たって、75歳以上という形で、この制度は大幅な改革になる。かつて、形態は少し違うという議論もあるところだったのですが、介護保険が導入される時も、実は相当な議論を生んだところであります。介護保険導入に当たったのときには、それぞれの市町村が大きく反対をした中で、広域化の中で介護保険は導入され、現在に至ってきております。今回、後期高齢者の医療制度の制定については、広域行政にかかわってくる、広域連合がさらに大きな形で岐阜県全体の中でこの制度がつくられてきております。これは、医療制度改革によるところでございます。

この見直しという問題の中で、私が今どういう議論だったのでしょうか。国の制度の中ですべて条例が定められてきておりますし、広域連合の中で、これからいろんな制度の中で、いろんな施策の中で議論されていこうということが、これから始まっていく、そして藤原市長が広域連合の議員として出ていかれる。広域連合の中で、私自身も、非常にこれから注目をしていかなきゃいけないのは、保険料の納付にかかわってくる問題だろうと。いわゆる滞納なり、あるいは納められない人たちの減免によるもの、あるいは免税の措置、あるいは市の独自の問題というのは、これから議論をしていくものであって、制度そのものを国に見直しをする場合なら、制度そのもののどこを国に見直しをかけようとしておられるのか、具体的なものがあつたら教えていただきたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

高田議員。

○5番（高田文一君）

制度というのは、御存じのように大変大きなものでございまして、当然市町村が条例や予算をつくっていくのは、国の一つの法律をもとに市町村なり、条例なり予算ができてくると思いますので、私は、やっぱりもとを見直さなきゃいけないというのが基本的な考えでございます。

今、介護保険料という話がございましたが、介護保険料も御存じのように、基本的なことは決まっておりますけれども、現場への諸通知といいたいまいしょうか、伝達といいたいまいしょうか、そういうものは歩きながら決めた。間違いなく、その都度その都度見直しながら、混乱したのは現場でした。それはなぜかといいますと、基本的なことは決まっておりますけど細かいことが決まっていないので、現場では、その通知文書を受けながら動いてきた。例えば、介護保険料にしても、全国的な平均でございますけど、たしか当初は2,900円ぐらいだったと思いますが、それが3年置きの見直しだったと思いますので3,000円になり、現在では既に4,100円になっていると思います。そういうことで、例えば保険料についてもそういう心配が非常にあるわけでございますが、さらに介護保険のことでございますけど、施設では報酬が随分下がってきて現場の運営が困難になっていると。それは、本当に出発は確かに高齢者に向けて幸せな法律だなあという感じはしてはしておりましたが、年々たってみますと、介護保険法すいろいろ問題があって、今国じゅうがまた見直しております。そういうことで私たちは、根本的には、この制度も見直してほしいというところがございます。保険料の問題も去ることながら、介護医療サービスも含めまして見直してほしいという気持ちでございます。

○議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書ですが、今提出者と意見を交わさせていただいた中で率直に感じましたのは、具体的な医療制度の根本的な部分のどこを見直したらいい部分があるかということよりも、この制度そのものがあまりいい制度じゃないのでというふうには実はとれました。いわゆる、この制度そのものを取り入れること自体が高齢者における負担増になっていくのではないかと。いわゆる見直しではなくて、廃止に非常に近い意見書の内容ではないのかなというふうに考えております。私はそういうふうにとっております。

私は、後期高齢者制度については、先ほど介護保険の場合もありましたけれども、制度を進めていく中でいろいろな諸問題が出てくるのをどう広域連合議会の中で精査をしていくのかということが大事なことだというふうに思っております。今回、この見直しを求める意見書については、今後広域連合で行われていく議論、藤原市長がこの中で出ていかれた中で、本市におけるさまざまな諸制度もこれから考えていく段階になっていくだろうと思いますので、そういった意味で、今回の見直しを求める意見書は反対でございます。

○議長（瀬川治男君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

本案については、どういう問題があるかということについては、一般会計の討論の中で申し上げました。先ほど提出者からも話がございました。廃止を求めるということを我々は今言っているのではなくて、実際に4月1日から始められようとしている。その中で数々の問題が出てきて、じゃあそれからまた考えましょうという、さらに半年後、1年先というふうになってくわけですね。現に、もう高齢者に医療の問題とか、あるいは保険料の問題、そうした問題がもう目の前に迫っている。それを看過して、そのうち問題が出てから考えればいいんだというようなやり方はやっぱり間違っている。だから、想定されるものについては事前に改善を求めていくというのが、我々としては当然の責任であり義務だろうというふうに考えており、私は賛成をするものであります。

○議長（瀬川治男君）

ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

発議第6号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立少数です。したがって、発議第6号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書については、原案のとおり採択しないことに決定しました。

---

散会の宣告

○議長（瀬川治男君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日3月27日木曜日、午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2 時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員